

お知らせ



子育て・教育

ちばの子育て家庭優待カード「チーパス」が変わります！

現在ご利用いただいている「チーパス」は今年度末で有効期限を迎えます。4月から新しい「チーパス」をご利用ください。



「チーパス」を使うには

県内在住の中学校修了までのお子さん、または妊娠中の方がいるご家庭が「チーパスの店」(協賛店)で「チーパス」を提示すると、割引や優待などいろいろな子育て応援サービスを受けられます。

「チーパスの店」は、県内を中心に約5000店。子育て家庭を応援してくれるお店が地域に広がっています。

「チーパス」を受け取るには

山武市では、3月から小・中学校やこども園等を通じて、配布いたします。就園前のお子さんは市役所や出張所の窓口でお受け取りください。

スマートフォン検索サイト

スマートフォンによりチーパスの店の検索を容易とする専用サイトページを作製しました。ぜひご利用ください。



☎ 県児童家庭課

☎ 043(223)2317
<http://www.chiba-kosodate.jp/>
 「チーパスねっと」で検索できます。



暮らし・環境

引っ越しの際には手続きを し尿のくみ取り

引っ越しなどにより、し尿のくみ取りが必要になる方や不要になる方は手続きが必要です。

住民票の転入・転出届だけでは、自動的に加入や取り消しとはなりません。必ず手続きをお願いします。

手続き場所 転入・転出先の両市町村の環境衛生担当課

※印鑑をお持ちください。
 山武郡市広域行政組合環境衛生課 ☎ 0475(54)0531

消費者情報 原野商法の二次被害が増加中

過去に原野商法の被害に遭った人に、その土地が「将来、太陽光発電の会社が買い取るはず」など高く売れると勧誘し、測量の費用を請求したり、新たな土地の購入を持ち掛ける「二次被害」の相談が増えています。

〈アドバイス〉

- ・「土地を売りたい人がいる」「土地を売却できる」などの業者のセールストークをうのみにしないようにしましょう。
- ・契約を検討する場合は、その土地が所在する自治体等に土地の状況を問い合わせるなどして情報を収集し、少しでも不審な点があれば契約してはいけません。

- ・少しでも不安を感じたら、山武市消費生活センターへご相談ください。

◆山武市消費生活センター◆ 相談専用電話

☎ 0475(82)8453
 日時 平日 午前9時～正午、午後1時～4時半
 場所 山武市役所

地域安全ニュース 春は危険がいっぱい！

進学・進級の時期は、生活環境の変化に伴い、子どもたちが深夜はいかい、喫煙、飲酒等の不良行為や、万引き、薬物乱用等の非行に走りやすく、また、インターネットのコミュニケーションサイトの利用をきっかけに犯罪被害に遭うケースも少なくありません。

ご家庭ではお子さんとコミュニケーションを図り、次の点について話し合える親子関係を築いておきましょう。

- ・「善いこと」「悪いこと」のけじめをつけましょう！
- ・悪い誘いを断る勇気を持ちましょう！
- ・フィルタリングの安易な解除はやめましょう！
- ・家族の絆を大切にしましょう！

ひとりでも悩まないで！

困った時は相談を！

山武警察署 ☎ 0475(82)0110
 千葉県警察少年センター ヤングテレホン(フリーダイヤル) ☎ (0120)783497



くらしの便利帳を発行



「山武市くらしの便利帳」の最新版を官民協働で発行し、各世帯に配布しました。ご利用ください。
※この便利帳は、市民自治支援課、各出張所にあります。

問 市民自治支援課

☎0475(80)0152

都市計画区域マスタープラン

見直しに伴う意見募集（パブリックコメント）を実施します。

募集期間 3月1日(日)～31日(火)

閲覧場所 市ホームページまたは都市整備課窓口

窓口における閲覧時間

午前8時半～午後5時半(月～金)

意見提出対象者

①市内に住所を有する者

②市内に事務所や事業所を有する個人および法人その他団体

③市内の事務所や事業所に勤務する者

る者

④その他パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する者

提出方法 市ホームページや都市整備課備え付けの応募用紙で持参・郵便・ファクス・メールのいずれかの方法で提出(電話や口頭で意見の受け付けはしません)

問 都市整備課

☎0475(80)1191

FAX 0475(82)2107

✉toshiseibi@city.sammu.lg.jp



軽自動車などの税率変更時期

広報さんむ1月号6ページで「平成27年度から軽自動車などの税率が変わります」をお知らせしましたが、二輪車等に係る税率の引き上げ時期については、適用年度を1年延長し、平成28年度分からとする見込みとなりました。平成27年度は現行のままの予定です。対象となる車両は原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車です。

問 課税課

☎0475(80)1281

キャッシュカードだけで口座振替の登録ができます

市役所・各出張所の窓口で、キャッシュカードだけで簡単に税金の口座振替の申し込みができます。

納付の手間や納め忘れがなく、安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。

手続きはとても簡単です

依頼書の記入

お名前・住所等を記入します。(印鑑不要)



端末操作

窓口で置かれた端末にキャッシュカードを挿入し、暗証番号を入力します。



登録完了



登録内容をご確認の上、手続き完了です。

(原則として申込日の翌月から口座振替を開始します。申込日によっては、当月からの開始が可能です。詳しくは窓口でご案内します。)

よくあるお問い合わせ

問 口座受付サービスで利用できる税目はなんですか？

答 市県民税、固定資産税、国民健康保険税です。

問 どの金融機関のキャッシュカードでもいいのですか？

答 次の金融機関の普通預金(貯金)のキャッシュカードが、ご利用できます。

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

問 どこで手続きができますか？

答 次の窓口で手続きができます。

市役所(収税課・課税課・国保年金課)、各出張所

問 窓口を持っていくものはありますか？

答 利用できる金融機関のキャッシュカードをお持ちください。

キャッシュカードの種類によってはご利用できない場合があります。お問い合わせください。

※従来の口座振替依頼書での申し込みも引き続き受け付けています。

問 収税課 ☎0475(80)1151



お知らせ

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)



4月の年金支給分から国民健康保険税を特別徴収(仮徴収)される人(一定の要件を満たす場合)に、3月末頃に納税通知書兼特別徴収開始通知書(仮徴収)を送付します。

1. 特別徴収となる人の要件

国民健康保険に加入されている人で、次の要件をすべて満たす人(世帯主)が、対象となります。

- ① 世帯主が国民健康保険加入
- ② 世帯内の国民健康保険加入者が全員65～74歳
- ③ 世帯主の介護保険料が特別徴収されている
- ④ 世帯主が受給している年金が年額18万円以上
- ⑤ 特別徴収される介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主が受給している年金額の2分の1以下

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は、特別徴収になりません。

2. 特別徴収の対象となる年金

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金で、受給額が年額18万円以上の年金が特別徴収の対象となります。

複数の年金を受給している場合

は、次の優先順位により特別徴収される年金を決定します。重複して徴収されることはありません。

- ① 厚生労働大臣(国民年金・厚生年金・船員保険の順)
- ② 国家公務員共済組合
- ③ 農林漁業団体職員共済組合
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤ 地方公務員共済組合(公立学校共済組合を含む)

3. 年金からの特別徴収月

仮徴収は、年税額決定前の4・6・8月の支給年金から特別徴収します。年税額決定後は、仮徴収税額を差し引いた残りの額を10・12・2月の支給年金から特別徴収(本徴収)します。

4. 特別徴収から口座振替へ変更

書面による「申し出」により、特別徴収から口座振替による普通徴収へ変更することができます。

この場合、特別徴収は「申し出」

日の翌月から3カ月目以降の最初の年金支給月から停止されます。

※期別による口座振替です(これまで全期前納を申し込まれていたら人も、変更後は期別納付になります。また、納付書による納付には変更できません)。

3月末日までに「申し出」した場合、6月以降の特別徴収を停止し、7月(第1期)から口座振替での普通徴収に変更となります。

口座振替による納付で滞納した場合(残高不足で引き落としがでなかつた場合など)は、特別徴収に切り替えることがあります。

世帯主以外の口座から引き落としを希望される場合でも、納税通知書等の送付先は世帯主(納税義務者)あてとなります。

申し出に必要なもの

① 国民健康保険税納付方法変更申出書(市役所課税課と各出張所に用意してあります)

② 山武市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書(依頼者控)

※新たに口座振替で納付する人や、今までは異なる口座で振替納付をする人は、「申し出」前に金融機関等で口座振替の手続きが必要です。

※既に口座振替納付している人

は②の提出は不要です。

- ③ 申出者(世帯主または世帯員)の国民健康保険証
- ④ 印鑑(自動印不可)

5. 所得税・市民税県民税申告時の社会保険料控除

1～12月までの一年間に納付した国民健康保険税は、実際に支払った人が所得税確定申告や市民税県民税(住民税)申告の社会保険料控除とすることができます。

年金から特別徴収された国民健康保険税は、特別徴収された本人以外の人の社会保険料控除として申告することはできません。

ただし、「申し出」により口座振替による納付に変更した場合は、口座名義人等の社会保険料控除として申告することができます。

6. 年金保険者からの通知

年金保険者からの「年金振込通知書」等に記載される国民健康保険税額は、市からの「納税通知書」と同じ保険税であり、重複して徴収するものではありません。

税額が変更された場合は、市から送付する通知をご確認ください。

課税課

☎0475(80)1281